

令和5年かすみがうら市議会第4回定例会

市長提出議案概要書

令和5年11月21日

かすみがうら市

目 次

○ 条例に関する議案〔 7 件 〕

議案第 62 号	かすみがうら市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の制定について【新規】	1
議案第 63 号	かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	2~3
議案第 64 号	かすみがうら市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	4~5
議案第 65 号	かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	6~7
議案第 66 号	かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	8
議案第 67 号	かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	9~10
議案第 68 号	かすみがうら市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する等の条例の制定について【廃止等】	11

○ 予算に関する議案〔 5 件 〕

議案第 69 号	令和 5 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 7 号）	12~19
議案第 70 号	令和 5 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	20

議案第 71 号	令和 5 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	……………	21～22
議案第 72 号	令和 5 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 2 号）	……………	23
議案第 73 号	令和 5 年度かすみがうら市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	……………	24

○ その他の議案〔 2 件 〕

議案第 74 号	土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合の解散について	……………	25
議案第 75 号	公の施設の区域外設置に関する協議について	……………	26～30

議案第62号	かすみがうら市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の制定について【新規】
<p>1 要 旨</p> <p>人的援助を行うことが必要と認められる公益的法人等の業務に専ら従事させるために職員を派遣する制度等を整備することにより、公益的法人等の業務の円滑な実施の確保等を通じて、地域の振興、住民の生活の向上等に関する地方公共団体の諸施策の推進を図り、公共の福祉の増進に資することを目的として、将来的に職員の派遣が必要とされる場合を想定し、公益的法人等へ職員の派遣が出来るよう条例を制定するもの</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 派遣先</p> <p>ア 公益的法人等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法人かすみがうら市社会福祉協議会 ・ かすみがうら市商工会 ・ 公益社団法人かすみがうら市シルバー人材センター <p>イ 特定法人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 株式会社かすみがうら未来づくりカンパニー <p>(2) 派遣職員</p> <p>一般職員、定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員、任期付職員</p> <p>※特定法人へ派遣する場合は、一旦退職して派遣される。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>令和6年4月1日</p> <p style="text-align: right;">〔 総務部：総務課 〕</p>	

議案第 6 3 号	かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特 例に関する条例の一部を改正する条例の制定について 【一部改正】
-----------	---

1 要 旨

国及び他の自治体の給与制度との均衡を図るため、令和 5 年 8 月 7 日に
あった人事院勧告に伴い、令和 5 年度及び令和 6 年度以降の給料及び期末
手当について、国に準拠した制度とするため、この条例を制定するもの

2 内 容

(1) 特定任期付職員の給料

	改正前	改正後
1号給	376,000円	380,000円
2号給	422,000円	427,000円
3号給	472,000円	477,000円
4号給	533,000円	539,000円
5号給	608,000円	615,000円
6号給	710,000円	718,000円
7号給	830,000円	839,000円

(2) 期末手当の支給月数

	6月期	12月期
令和5年度	<u>1. 6 5月</u>	<u>1. 7 5月</u>
令和6年度以降	<u>1. 7 0月</u>	<u>1. 7 0月</u>

※前年度比 0.1 月分の引上げ（令和 6 年度以降は、引上げ分を 6
月期及び 12 月期で平準化して支給）

3 施行年月日

- (1) 公布の日から施行。ただし、令和6年度以降の期末手当支給月数の改定については、令和6年4月1日から施行する。
- (2) 令和5年度の給料及び期末手当支給月数の改定については、令和5年4月1日から適用する。

[総務部：総務課]

議案第 6 4 号	かすみがうら市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について 【一部改正】
-----------	--

1 要 旨

国及び他の自治体の給与制度との均衡を図るため、令和5年8月7日にあった人事院勧告に伴い、令和5年度及び令和6年度以降の期末手当について、国に準拠した制度とするため、この条例を制定するもの

2 内 容

(1) 期末手当の支給月数

	6 月 期	1 2 月 期
令和5年度	<u>1. 6 7 5 月</u>	<u>1. 7 2 5 月</u>
令和6年度以降	<u>1. 7 0 月</u>	<u>1. 7 0 月</u>

※前年度比0.05月分の引上げ（令和6年度以降は、引上げ分を6月期及び12月期で平準化して支給）

(2) 対象職員

市長、副市長、教育委員会教育長

※市議会議員についても、本条例の例により引上げとなる。

3 施行年月日

(1) 公布の日から施行。ただし、令和6年度以降の期末手当支給月数の改定については、令和6年4月1日から施行する。

(2) 令和5年度の期末手当支給月数の改定については、令和5年4月1日から適用する。

4 その他

(1) 特別職の期末手当差額の概算（1年度当たり）

	給料月額		月数差		加算割合		期間率		差額
市長	779,000円	×	0.05	×	1.15	×	1.0	=	44,792円
副市長	592,000円	×	0.05	×	1.15	×	1.0	=	34,040円
教育長	546,000円	×	0.05	×	1.15	×	1.0	=	31,395円
								(合計)	110,227円

(2) 市議会議員の期末手当差額の概算（1年度当たり）【参考】

	給料月額		月数差		加算割合		期間率		差額
議長	334,000円	×	0.05	×	1.15	×	1.0	=	19,205円
副議長	285,000円	×	0.05	×	1.15	×	1.0	=	16,387円
議員	269,000円	×	0.05	×	1.15	×	1.0	=	15,467円
								議員16人分 合計	252,130円

[総務部：総務課]

議案第65号	かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
--------	---

1 要 旨

国及び他の自治体の給与制度との均衡を図るため、令和5年8月7日にあった人事院勧告に伴い、令和5年度及び令和6年度以降の給料、期末手当及び勤勉手当について、国に準拠した制度とするため、この条例を制定するもの

2 内 容

給与勧告の骨子（一部抜粋）

○本年の給与勧告のポイント

月例給、ボーナスともに引上げ（ボーナス0.1月分）

① 民間給与との格差を埋めるため、俸給表の水準を引上げ（平均改定率1.1%）

② 〈ボーナス〉民間の支給割合との均衡を図るため引上げ
4.40月分→4.50月分

民間の支給状況等を踏まえ期末手当及び勤勉手当の支給月数に反映

(1) 給料表の改定 平均1.1%の引上げ

初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引上げ（1級5.2%、2級2.8%、3級1.0%、4級0.4%、5級以上0.3%）

(2) 期末手当の支給月数

	6月期	12月期
令和5年度	1.20月	1.25月
令和6年度以降	1.225月	1.225月

※前年度比0.05月分の引上げ（令和6年度以降は、引上げ分を6月期及び12月期で平準化して支給）

※再任用職員にあつては、上表中「1.20月」は「0.675月」と、「1.25月」は「0.7月」と、「1.225月」は「0.6875月」と読み替えた適用となる。

(3) 勤勉手当の支給月数

	6月期	12月期
令和5年度	1.00月	1.05月
令和6年度以降	1.025月	1.025月

※前年度比0.05月分の引上げ（令和6年度以降は、引上げ分を6月期及び12月期で平準化して支給）

※再任用職員にあつては、上表中「1.00月」は「0.475月」と、「1.05月」は「0.5月」と、「1.025月」は「0.4875月」と読み替えた適用となる。

3 施行年月日

(1) 公布の日から施行。ただし、令和6年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定については、令和6年4月1日から施行する。

(2) 令和5年度の給料、期末手当及び勤勉手当支給月数の改定については、令和5年4月1日から適用する。

4 その他

(1) 一般職の給料差額（1年度当たり）

- ・総額 17,852千円／年
- ・職員一人当たりの平均 44千円

(2) 一般職の期末手当差額（1年度当たり）

- ・総額 8,541千円／年
- ・職員一人当たりの平均 21千円

(3) 一般職の勤勉手当差額（1年度当たり）

- ・総額 8,232千円／年
- ・職員一人当たりの平均 20千円

[総務部：総務課]

議案第66号	かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、地方税法において、産前産後期間に係る国民健康保険税の軽減について新たに規定されたことから、条例の一部を改正するもの</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 産前産後期間における出産被保険者に係る国民健康保険税の所得割及び均等割の軽減</p> <p>ア 対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の国民健康保険の被保険者で令和5年11月1日以降に出産予定となる者で、妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象（死産、流産、早産及び人口妊娠中絶を含む。） <p>イ 減免対象期間及び減免額</p> <p>① 単胎の場合・・・出産の予定日の属する月の前月から出産予定月の翌々月までの期間（12分の4相当額）</p> <p>② 多胎の場合・・・出産の予定日の属する月の3月前から出産予定月の翌々月までの期間（12分の6相当額）</p> <p>3 施行年月日</p> <p>令和6年1月1日</p> <p style="text-align: right;">〔 市民部：国保年金課 〕</p>	

議案第 6 7 号	かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等の公布について（令和 5 年 5 月 3 1 日付け消防予第 3 0 6 号）により、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令及び火災予防条例（例）が一部改正されたことに伴い、この条例を制定するもの</p> <p>2 内 容</p> <p>（1）蓄電池設備について（第 1 2 条関係）</p> <p>蓄電池設備は脱炭素社会の実現等に向け、更なる普及と大容量化が想定されるため総務省消防庁により防火安全対策が検討され、所要の改正が行われたもの</p> <p>ア 全出力又は蓄電池容量の単位をキロワット時とする。</p> <p>イ 地震時の転倒等防止措置の適正化を図る。</p> <p>ウ 屋外に設置する場合の雨水等の浸入防止措置及び建築物からの離隔距離の基準について防火安全対策を図る。</p> <p>エ 蓄電池容量が 2 0 キロワット時以下は、消防長に届出を要しないものとする。</p> <p>（2）厨房設備について（別表第 1 第 2 条の 4 関係）</p> <p>固体燃料を使用する厨房設備は、近年需要が高まり防火上の安全措置が講じられた設備等もあることから、基準の見直しが行われたもの</p> <p>ア 別表第 1 の厨房設備に「炭火焼き器」を追加し、固体燃料を使用した際の建築物等からの離隔距離を規定する。</p>	

3 施行年月日

令和6年1月1日

[消防本部：予防課]

議案第68号	かすみがうら市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する等の条例の制定について【廃止等】
<p>1 要 旨</p> <p>勤労青少年ホームと稲吉児童館は、築40年ほど経過し老朽化が顕著であり、また公共施設等マネジメント計画（実行計画）においても、廃止予定の施設に位置付けられているため、施設閉館に伴い、本条例の廃止及び関係条例の一部を改正するもの</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 勤労青少年ホームを令和6年3月31日をもって閉館するに伴い、「かすみがうら市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例」を廃止するもの</p> <p>(2) 稲吉児童館を令和6年3月31日をもって閉館するに伴い、「かすみがうら市立児童館の設置及び管理に関する条例」のうち、関係する規定を削るもの</p> <p>3 施行年月日</p> <p>令和6年4月1日</p> <p style="text-align: right;">〔 市民部：市民課 〕 〔 保健福祉部：子育て支援課 〕</p>	

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ3億3千363万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ192億5千821万9千円とするもの

2 内 容

(1) 歳入の補正

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
国庫支出金	2,843,283	99,760	2,943,043
県支出金	1,357,884	6,669	1,364,553
寄附金	42,001	80,000	122,001
繰越金	364,159	91,301	455,460
市債	1,589,000	55,900	1,644,900
歳入合計	18,924,589	333,630	19,258,219

(2) 歳出の補正

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
議会費	141,481	387	141,868
総務費	2,027,595	106,628	2,134,223
民生費	6,428,848	138,679	6,567,527
衛生費	1,379,973	△17,595	1,362,378
労働費	32,119	10,558	42,677
農林水産業費	778,860	5,810	784,670
商工費	462,164	30,170	492,234
土木費	1,869,475	11,988	1,881,463

消防費	895,059	37,118	932,177
教育費	2,799,903	9,887	2,809,790
歳出合計	18,924,589	333,630	19,258,219

(3) 事業別補正予算の説明

(単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 議会費の事業費		
職員等人件費	387	総務課
イ 総務費の事業費		
職員等人件費	4,767	総務課
旧小学校施設管理に要する経費	1,881	検査管財課財産総括室
行政機能移転に要する経費	300	政策経営課
基金運用益等の積立に要する経費	80,000	政策経営課
地域安全対策に要する経費	△3,496	地域コミュニティ課
千代田公民館移転に要する経費	17,527	地域コミュニティ課
職員等人件費	△2,815	総務課
職員等人件費	3,624	総務課
住民基本台帳事務に要する経費	4,840	市民課
ウ 民生費の事業費		
職員等人件費	△9,963	総務課
障害者自立支援に要する経費	21	社会福祉課
介護保険特別会計繰出に要する経費	△2,400	介護長寿課
職員等人件費	518	総務課
医療福祉に要する経費	12,900	国保年金課
医療福祉に要する経費（市単独）	10,670	国保年金課

国民健康保険特別会計繰出に要する経費	5,427	国保年金課
後期高齢者保健に要する経費	290	健康増進課
児童扶養手当支給に要する経費	2,216	子育て支援課
児童手当支給に要する経費	1,466	子育て支援課
職員等人件費	△22,864	総務課
民間保育所に要する経費	8,068	子育て支援課
認定こども園に要する経費	16	子育て支援課
職員等人件費	962	総務課
職員等人件費	4,697	総務課
生活保護等総務事務に要する経費	94	社会福祉課
生活困窮者自立支援に要する経費	△1,998	社会福祉課
生活保護等扶助に要する経費	128,559	社会福祉課

エ 衛生費の事業費

職員等人件費	△22,741	総務課
養育医療給付に要する経費	416	健康増進課
保健センター管理に要する経費	4,730	健康増進課

オ 労働費の事業費

職員等人件費	320	総務課
勤労青少年ホーム管理に要する経費	9,680	市民課中央出張所
働く女性の家管理に要する経費	558	市民課中央出張所

カ 農林水産業費の事業費

職員等人件費	1,074	総務課
職員等人件費	△362	総務課
米政策推進に要する経費	375	農林水産課
農地中間管理に要する経費	219	農林水産課

	土地改良整備支援に要する経費	4,504	農林水産課
キ	商工費の事業費		
	職員等人件費	△125	総務課
	ふるさと応援に要する経費	29,500	地域未来投資推進課
	観光PR推進に要する経費	270	観光課
	歩崎公園管理運営に要する経費	525	観光課
ク	土木費の事業費		
	職員等人件費	2,571	総務課
	職員等人件費	5,417	総務課
	都市計画調整に要する経費	4,000	都市整備課
ケ	消防費の事業費		
	職員等人件費	37,118	総務課
コ	教育費の事業費		
	職員等人件費	5,992	総務課
	小学校教材備品整備に要する経費	597	学校教育課
	職員等人件費	2,213	総務課
	職員等人件費	315	総務課
	職員等人件費	△3,719	総務課
	職員等人件費	938	総務課
	職員等人件費	3,551	総務課

〔 市長公室：政策経営課 〕

令和5年度 一般会計補正予算第7号 R051128第4回定例会

No	事業 内 容	単位：千円
1	旧小学校施設管理に要する経費	1,881
	旧志士庫小学校特別教室棟及びランチルームインフラ整備工事設計業務委託	1,881
2	行政機能移転に要する経費	300
	土地借上料	300
3	基金運用益等の積立に要する経費	80,000
	地域づくり基金積立金	80,000
4	地域安全対策に要する経費	△3,496
	空家等対策計画策定業務委託	△2,706
	空家活用意向調査業務委託	△790
5	千代田公民館移転に要する経費	17,527
	消防設備工事	15,202
6	住民基本台帳事務に要する経費	4,840
	住民基本台帳システム改修委託	4,180
7	障害者自立支援に要する経費	21
	国庫負担金等超過交付返還金	21
8	医療福祉に要する経費	12,900
	医療費（県補助）	12,300
9	医療福祉に要する経費（市単独）	10,670
	医療費（単独）	4,560
	入院・外来自己負担金	6,040

No	事業	内	容	単位：千円
10	国民健康保険特別会計繰出に要する経費			5,427
		国民健康保険特別会計繰出金		5,427
11	後期高齢者保健に要する経費			290
		人間ドック等補助金		290
12	児童扶養手当支給に要する経費			2,216
		国庫負担金等超過交付金返還金		2,216
13	児童手当支給に要する経費			1,466
		国庫負担金等超過交付金返還金		1,466
14	民間保育所に要する経費			8,068
		国庫補助金等返還金		8,068
15	認定こども園に要する経費			16
		国庫補助金等返還金		16
16	生活保護等総務事務に要する経費			94
		燃料費		94
17	生活困窮者自立支援に要する経費			△1,998
		住居確保給付金		△1,998

No	事業	内 容	単位：千円
18	生活保護等扶助に要する経費		128,559
	生活扶助費		18,672
	住宅扶助費		13,684
	教育扶助費		215
	介護扶助費		3,005
	医療扶助費		92,870
	葬祭扶助費		113
19	養育医療給付に要する経費		416
	養育医療給付金		416
20	保健センター管理に要する経費		4,730
	旧保健センター解体工事設計業務委託		4,730
21	勤労青少年ホーム管理に要する経費		9,680
	勤労青少年ホームおよび稲吉児童館解体設計業務委託		9,680
22	働く女性の家管理に要する経費		558
	光熱水費		558
23	米政策推進に要する経費		375
	水田利活用推進事業助成金		375
24	農地中間管理に要する経費		219
	機構集積協力金		219

No	事業	内 容	単位：千円
25	土地改良整備支援に要する経費		4,504
		県単土地改良上乗せ補助金	4,504
26	ふるさと応援に要する経費		29,500
		ふるさと応援寄附金謝礼品	19,000
		ふるさと納税一括業務委託	10,000
27	観光PR推進に要する経費		270
		印刷製本費	270
28	歩崎公園管理運営に要する経費		525
		光熱水費	525
29	都市計画調整に要する経費		4,000
		住まいるマイホーム応援補助金	4,000
30	小学校教材備品整備に要する経費		597
		教育振興備品	597
	合 計		333,630

※1 事業の内容は主なものを掲載しているため合計と一致しない場合がある

議案第70号	令和5年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
--------	---------------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ542万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ43億4千342万7千円とするもの

2 内 容

(1) 歳入の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
繰入金	460,972	5,427	466,399
歳入合計	4,338,000	5,427	4,343,427

(2) 歳出の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
総務費	43,777	5,427	49,204
歳出合計	4,338,000	5,427	4,343,427

(3) 事業別補正予算の説明 (単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 総務費の事業費		
職員等人件費	3,887	総務課
賦課徴収に要する経費	1,540	国保年金課

[市民部：国保年金課]

議案第71号	令和5年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算 (第2号)
--------	-----------------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ397万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ37億3千776万4千円とするもの

2 内 容

(1) 歳入の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
繰入金	645,416	△2,400	643,016
繰越金	2,293	6,371	8,664
歳入合計	3,733,793	3,971	3,737,764

(2) 歳出の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
総務費	89,580	△2,896	86,684
地域支援事業費	120,274	496	120,770
諸支出金	2,295	6,371	8,666
歳出合計	3,733,793	3,971	3,737,764

(3) 事業別補正予算の説明 (単位：千円)

歳出(事業)	補正額	事業担当課
ア 総務費の事業費		
職員等人件費	△2,896	総務課
イ 地域支援事業費の事業費		
職員等人件費	496	総務課

ウ 諸支出金の事業費		
国庫支出金等返還に要する経費	6,371	介護長寿課

[保健福祉部：介護長寿課]

議案第72号	令和5年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第2号）
--------	-----------------------------

1 要 旨

今回の補正は、予算書第3条に定めた収益的支出の予定額10億5千567万1千円に977万5千円を増額し、収益的支出の予定額の総額を10億6千544万6千円とするもの。また、予算書第4条に定めた資本的支出の予定額7億7千427万1千円に1千100万2千円を増額し、資本的支出の予定額の総額を7億8千527万3千円とし、予算書第8条に定める職員給与費を5千709万1千円とするもの

2 内 容

(1) 収益的支出の補正 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
水道事業費		1,055,671	9,775	1,065,446
	営業費用	1,011,532	7,341	1,018,873
	営業外費用	38,837	2,434	41,271

(2) 資本的支出の補正 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
資本的支出		774,271	11,002	785,273
	建設改良費	477,355	1,769	479,124
	企業債償還金	296,916	9,233	306,149

[上下水道部：上下水道課]

議案第73号	令和5度かすみがうら市下水道事業会計補正予算（第1号）
--------	-----------------------------

1 要 旨

今回の補正は、予算書第4条に定めた資本的支出の予定額10億1千48万5千円を34万5千円増額し、資本的支出の予定額を10億1千83万円とし、予算書第8条に定める職員給与額を4千369万3千円とするもの

2 内 容

(1) 資本的支出の補正 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
資本的支出		1,010,485	345	1,010,830
	建設改良費	296,936	345	297,281

[上下水道部：上下水道課]

議案第74号	土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合の解散について
<p>1 要 旨</p> <p>組合を組織する地方公共団体である土浦市と令和6年3月31日をもって組合を解散することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により議会の議決を求めるもの</p> <p>2 内 容</p> <p>地方自治法第288条の規定により、令和6年3月31日をもって土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合を解散する。</p> <p style="text-align: right;">〔 都市建設部：都市整備課 〕</p>	

議案第 7 5 号	公の施設の区域外設置に関する協議について
<p>1 要 旨</p> <p>本市行政区域内に、土浦市が土浦市道神立中央一丁目 1 1 号線の一部を設置することに伴い、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 3 第 1 項の規定に基づく協議をするため、地方自治法第 2 4 4 条の 3 第 3 項の規定により議会の議決を求めるもの</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 施設の名称 土浦市道神立中央一丁目 1 1 号線</p> <p>(2) 設置の場所 かすみがうら市稲吉二丁目 3 9 3 5 番</p> <p>(3) 位置図 別紙のとおり</p> <p>(4) 経費の負担 道路施設の管理に関する経費については、両市が負担するものとし、その負担割合は、別に定めるものとする。</p> <p>(5) その他 この協議書に定めのないことについては、その都度両市で協議を行い定めるものとする。</p> <p style="text-align: right;">〔 都市建設部：都市整備課 〕</p>	

土浦市道神立中央一丁目11号線の区域外設置に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第1項の規定により、土浦市道神立中央一丁目11号線の一部をかすみがうら市の区域に下記のとおり設置する。

令和 年 月 日

土 浦 市 長 安藤 真理子

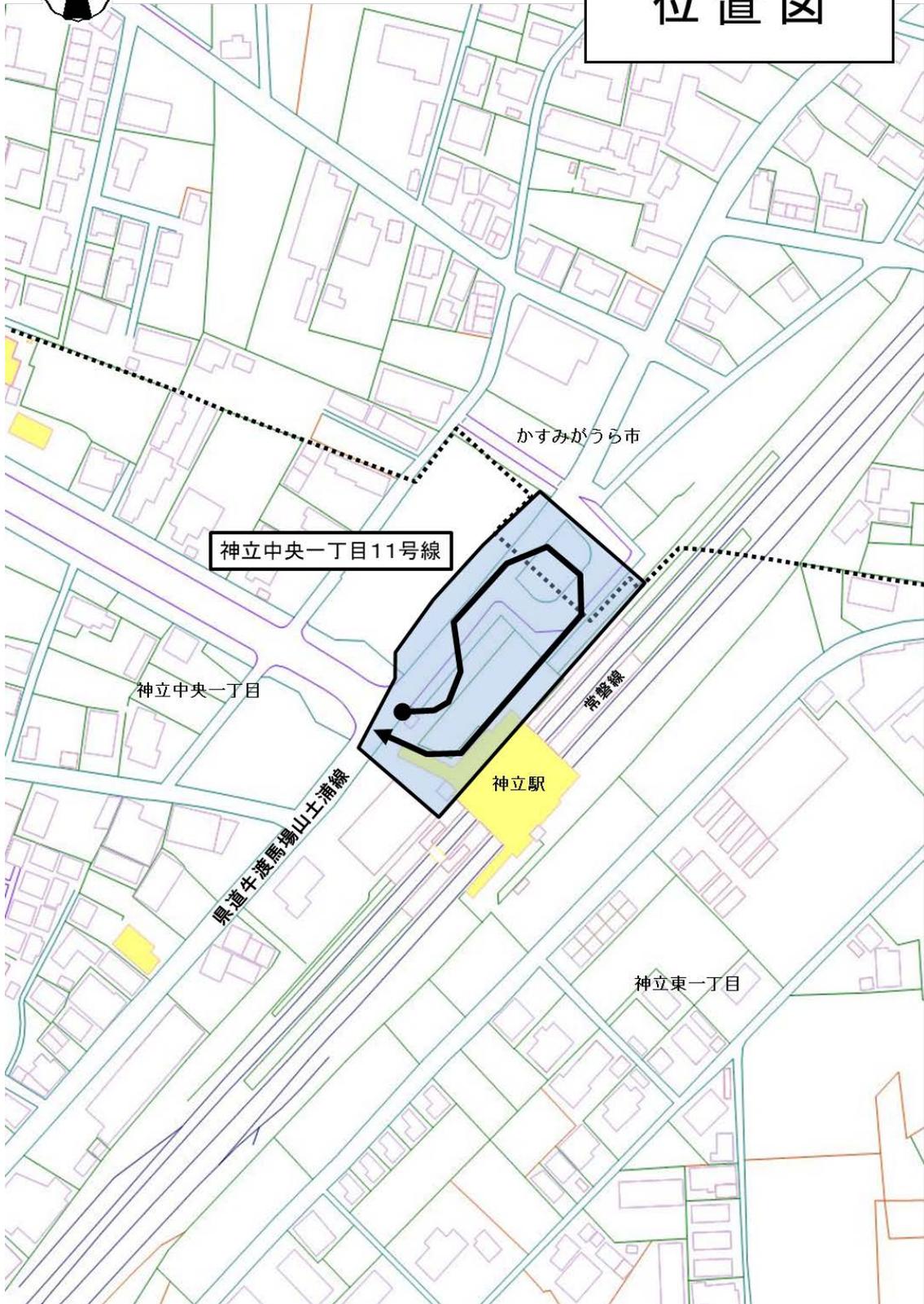
かすみがうら市長 宮 嶋 謙

記

- 1 施設の名称 土浦市道神立中央一丁目11号線
- 2 設置の場所 かすみがうら市稲吉二丁目3935番
- 3 位置図 別紙のとおり
- 4 経費の負担 道路施設の管理に関する経費については、両市が負担するものとし、その負担割合は、別に定めるものとする。
- 5 その他 この協議書に定めのないことについては、その都度両市で協議を行い定めるものとする。

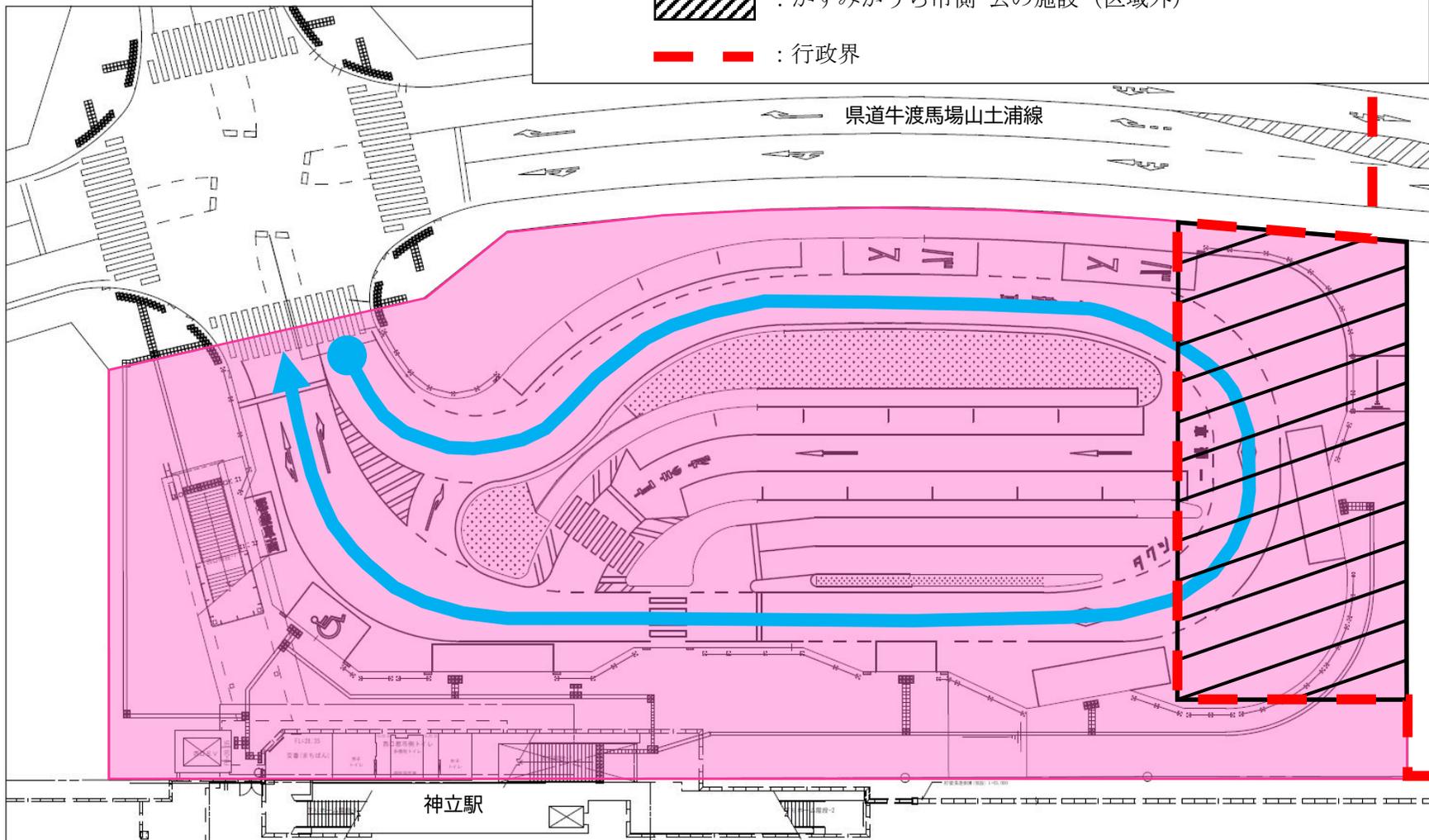


位置図



詳細位置図

- 【凡例】
-  : 土浦市道神立中央一丁目11号線（神立駅西口駅前広場）
 -  : かすみがうら市側 公の施設（区域外）
 -  : 行政界



神立駅西口駅前広場の管理に係る負担割合に関する覚書

土浦市（以下「甲」という。）とかすみがうら市（以下「乙」という。）とは、神立駅西口駅前広場の管理運営に関する協定書（以下「協定書」という。）に係る負担割合については、次のとおりとする。

（負担割合）

第1条 神立駅西口駅前広場の管理に係る費用のうち、甲と乙で負担する場合の負担割合は次表により算定するものとする。

費用の内容	負担割合
神立駅西口駅前広場の管理運営に要する費用（清掃、除草、電気代、補修等維持管理に係る費用）	土浦市 100分の85
	かすみがうら市 100分の15

（負担金の支払い）

第2条 乙は、当該年度に負担すべき費用を、前条に定める負担割合に基づき、甲の請求により、速やかに甲に支払うものとする。

（協定書の準用）

第3条 この覚書に定めるもののほか必要な事項は、協定書の規定を準用する。